

地域包括ケア病棟(6病棟)について

当院には、急性期治療後のリハビリや在宅復帰に向けた治療や支援を行うため、「**地域包括ケア病棟**」があります。(2025年1月開設)



地域包括ケア病棟とは何ですか？

急性期の治療を終えて病状が安定した患者さま または **症状は重篤ではないものの入院加療を必要とする患者さま**を受入れ、**安心してご自宅や施設等へ退院できるよう必要な支援を行う病棟**です。

一般病棟で症状が安定すると通常は退院の運びとなりますが、ご自宅や施設等での療養に不安がありもう少しの入院治療で状態の改善が見込まれる方を対象に「地域包括ケア病棟」で入院を続けながら退院を目指します。

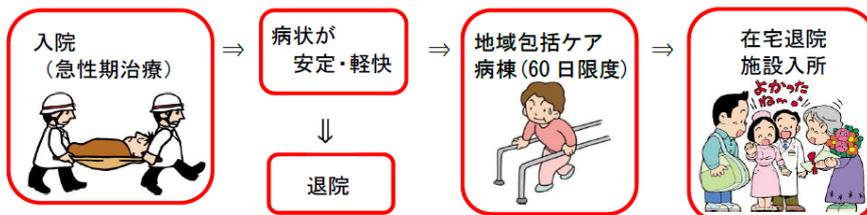
心身が回復するよう、医師や看護師、リハビリテーションスタッフ等、多職種により在宅復帰に向けた治療や支援およびリハビリを行います。さらに、医療ソーシャルワーカーおよび入退院支援看護師が退院支援や退院後のケアについてサポートさせていただきます。

どのような場合に入院できますか？

在宅または施設療養中で入院が必要になった方が対象です。

一般病棟から地域包括ケア病棟への移動は、主治医の判断のもと患者さまとご家族に提案させていただきます。ご了承いただいた場合に、地域包括ケア病棟へ移動し継続入院となります。

入院期間は、6病棟へ移動してから60日を限度としております。



- ・在宅または施設等から入院された方。
- ・急性期の治療終了後、または手術後1週間～3週間で病棟移動します。

入院診療費はどうなりますか？

地域包括ケア病棟に入院された場合、一般病棟とは計算が異なり「地域包括ケア病棟入院料2」を算定いたします。入院診療費は入院期間に応じた定額制で、投薬料・注射料・処置料(透析を除く)・検査料・画像診断料・リハビリテーション料のほとんどの費用が入院基本料に含まれます。

入院診療費の自己負担額は一般病棟より増額する場合がありますが、月額の上限負担額が定められておりますので、一般病棟と同様の上限負担額となります。

入院に対する留意点

一般的な血液検査・レントゲン検査・投薬治療は可能ですが、一般病棟で行うような高額な医薬品の投与や特殊な検査や緊急手術等には対応できません。なお、病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断された場合には一般病棟へ移動していただくことになります。

